

# 埼玉県人権教育推進協議会規程

## (設置)

第1条 埼玉県教育委員会（以下「委員会」という。）は、埼玉県における人権教育の推進を図るため、埼玉県人権教育推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、委員会における人権教育の推進方策の検討に関する事項を所掌する。

## (委員)

第3条 協議会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうち、埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が就任を依頼し、承諾を受けた者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係の職にある者
- (3) 関係行政機関の職にある者
- (4) 公募した者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会の会議を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (会議)

第5条 協議会の会議は、教育長が招集する。

- 2 協議会の会議は、定例会と、教育長が必要と認めたときの臨時会とする。
- 3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。

## (部会)

第6条 協議会は、専門的事項を協議するため部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会の委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会の議長となる。
- 5 部会の会議は、教育長が招集する。

## (会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議録)

第8条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 議決事項
- (4) 表決における賛否の数
- (5) 議事の経過
- (6) その他必要な事項

2 会議録には、会長又は副会長が署名するものとする。

3 会議録は、公開とする。ただし、前条ただし書の規定により非公開とした会議に係る会議録は非公開とする。

(意見の聴取)

第9条 協議会は、関係者から意見を聴取することができる。

2 前条に規定する関係者の出席は、教育長が求めるものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、教育局市町村支援部人権教育課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成14年8月1日から施行する。

(見直し)

2 この規程は、施行の日より10年以内に、協議会の必要性、役割等の検証を行い、見直しを図るものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。